

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成19年2月7日

近畿地方整備局

奈良国道事務所長 村田 重雄

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、名阪橋梁に発生している損傷に対し、学識経験者を交えた委員会を開催し、原因究明、補修対策の検討および今後の保全対策についての検討を実施する業務である。

本業務の遂行にあたっては、橋梁の補修・補強および保全に関し広範で高度な技術力を有し、その方法の検討において公平かつ中立な立場にあることが必要であり、(財)海洋架橋・橋梁調査会(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としていますが、当該公益法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対して、プロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 平成18年度名阪橋梁保全検討業務
- (2) 業務内容 名阪国道橋梁に発生している損傷の原因究明、補修検討および今後の保全検討
- (3) 履行期限 平成20年3月10日

3. 業務目的

本業務は、名阪国道橋梁の損傷に対する原因究明と補修・補強対策および保全対策の検討を目的とする。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成17・18年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けているもの及び平成19年4月1日より資格が有効となる近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の申請をしているもの。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 技術力に関する要件

供用中の鋼道路橋の疲労損傷および保全に関して、専門的な技術力を有していること。

- (3) 中立性・公平性に関する要件
特定の企業・個人に偏ることなく、公平・中立な立場で業務を実施することが出来ること。
- (4) 守秘性に関する要件
・ 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。
・ 守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を実施していること。
- (5) 業務執行体制に関する要件
・ 近畿地方整備局管内に本社・本店等又は支社・支店・営業所等があること。
・ 鋼橋の疲労に関する専門家を委員とした検討会を運営できる体制が確保できること。
・ 鋼橋の疲労および橋梁の保全に関する講習会・研修等を実施していること。
- (6) 業務実績に関する要件
元請けとして、平成13年度以降において完了し引き渡し済んでいる業務で1件以上の同種業務または類似業務の実績を有していること。
1) 同種業務：国が発注した近畿地方整備局管内における道路橋の保全検討業務
2) 類似業務：近畿地方整備局管内の府・県・政令市または公団等()が発注した道路橋の保全検討業務
「公団等」には、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)および本州四国連絡高速道路(株)を含む。

5. 手続等

- (1) 担当部局
〒630-8115 奈良県奈良市大宮町3丁目5番11号
国土交通省 近畿地方整備局 奈良国道事務所 経理課契約指導係
電話：0742-33-1391(代)(内線226) FAX：0742-34-1713
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
交付期間
平成19年2月7日(水)から平成19年2月26日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで
交付場所
(1)に同じ。
交付方法
手渡しとする。
- (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法
提出期限
平成19年2月27日(火)16時00分
提出場所
(1)に同じ。
提出方法
持参すること。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 関連情報を入手するための照会窓口5(1)に同じ。
(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：平成19年3月12日(月)16時00分
(4) 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成17・18年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていな

い場合も、5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

以上